

国住指第 4293 号
平成 31 年 4 月 2 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会 会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



エレベーターの地震対策の実施について（依頼）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪北部地震」という。）では、エレベーターの閉じ込めや運転休止が多数発生しましたが、一部では、発災後に発生した通信回線の輻輳や公共交通機関の停止、交通渋滞等の影響により、閉じ込め救出・運転復旧への対応に長時間を要しました。

特に、発生が懸念されている首都直下地震では、多数の閉じ込めや運転休止が発生するおそれがありますが、都市機能が著しく集中していることから、閉じ込め救出や運転復旧への対応に大阪北部地震を上回る長時間を要することが想定され、閉じ込めの場合には、閉じ込められた者の健康状態が著しく損なわれる可能性も考えられます。

国土交通省では、昨年 8 月 3 日に開催された社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において了承されたエレベーターの停止の早期復旧・閉じ込めの早期救出等に向けた取組みの方向（別添 1）に基づき、対策を検討しているところです。

つきましては、貴会におかれては、エレベーターの地震対策及び地震時の対応として、下記の事項について会員各社に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 建築基準法令に規定されているエレベーターの地震対策の実施

(1) 現行基準への適合

エレベーターの地震対策については、過去の地震による被害等を踏まえ、エレベーターの閉じ込めや故障・損傷の抑止のための対策として次に掲げる事項が建築基準法令により義務付けられています。

①かご及び釣合おもりがガイドレールから外れることを防止する措置（建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 4 第 3 項第 3 号関係。平成 12 年 6 月 1 日より施行。具体的な構造方法を定めた告示は平成 21 年 9 月 28 日より施行。）

②ロープが滑車から外れることを防止する措置（令第 129 条の 4 第 3 項第 4 号関係。平成 12

年6月1日より施行。具体的な構造方法を定めた告示は平成21年9月28日より施行。)

- ③釣合おもりが脱落することを防止する措置 (令第129条の4第3項第5号関係。平成26年4月1日より施行。)
- ④かご及び主要な支持部分の耐震計算 (令第129条の4第3項第6号関係。平成26年4月1日より施行。)
- ⑤駆動装置・制御器が地震の震動により転倒又は移動しないようにする措置 (令第129条の8第1項関係。平成12年6月1日より施行。具体的な構造方法を定めた告示は平成21年9月28日より施行。)
- ⑥地震時管制運転装置の設置 (令第129条の10第3項第2号関係。平成21年9月28日より施行。)

これらの地震対策が義務付けられた時点で既に着工していたエレベーターは、地震対策が講じられていない場合であっても既存不適格扱いとなり違反ではありませんが、閉じ込めや故障・損傷の抑止のために、積極的な地震対策の実施をお願いいたします。なお、地震対策の実施状況を確認する方法として、定期検査の結果^{*}等の活用が考えられます。

※定期検査の結果を確認する場合は、次に掲げる項目を確認してください。

- ・検査結果表 (別記第一号) 1(18) 駆動装置等の耐震対策
- ・同 2(3) 主索又は鎖
- ・同 2(5) 主索又は鎖及び調速機ロープの取付部
- ・同 2(10) 地震時等管制運転装置
- ・同 4(10) ガイドレール及びレールブラケット
- ・同 4(14) 昇降路内の耐震対策
- ・同 4(16) 釣合おもりの各部
- ・同 6(12) ピット内の耐震対策

(2) 防災拠点施設のエレベーターの地震対策

昨年、国土交通省において、定期検査報告をもとに地震対策の実施状況について緊急点検を実施した、防災拠点施設となる民間の高層建築物 (20 階建て以上) のエレベーターのうち、地震対策について現行基準に適合していない項目が存在することが判明したエレベーターについては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定) (別添2) の項目の一つとして、2020年度までに集中的に対策を実施することとなっています。対象となるエレベーターの所有者・管理者には、特定行政庁より指導がされることになっていますので、地震対策の実施を積極的に検討していただきますようお願いいたします。

(3) エレベーターの地震対策への補助制度の活用

国土交通省では、社会資本整備総合交付金によりエレベーターの地震対策への支援を実施しています (別添3)。建物が存する地方公共団体においてエレベータ

一の地震対策への補助制度を設けている場合は、工事費の一部について補助を受けることが可能ですので、補助制度の活用をご検討ください。

2. 防災キャビネットの設置

大阪北部地震では、閉じ込めの救出に最大5時間半を要しており、特に首都直下地震ではそれを上回る時間を要するおそれがあります。閉じ込めが発生し、救出までに長時間を要する場合、閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするためには、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットを設置することが有効であると考えられます。

つきましては、かご内への防災キャビネットを積極的に設置していただきますようお願いいたします。なお、設置に当たっては次に掲げる事項に留意してください。

(かご全体の重量に対する通常の防災キャビネットの重量の影響は軽微であるため、最大定員や定格積載量に対する影響を考慮する必要はありません。)

- ・設置にあたり、かごの壁や床に穴をあけないこと。
- ・保安上の観点から、容易に開けることができない仕様とすること。
- ・キャビネットの中身の維持管理については、エレベーター保守事業者による保守の対象外であることが一般的であることから、原則、建物所有者・管理者において適正に維持管理を行うこと。
- ・キャビネットに係る問い合わせ先（設置メーカー等）を明示すること。
- ・車いす使用者の利用上支障にならないよう設けること。

3. 全体の早期復旧に向けた協力をお願い

大規模地震時に、運転休止したエレベーターの復旧を効率的に進めるために、エレベーター保守事業者においては、閉じ込め救出を最優先としつつ、災害弱者が利用する病院等や、災害対策本部が設置されるなど公共性の高い建物を優先的に復旧する方針としています。また、複数台のエレベーターが設置されている建物については、1棟につき1台を復旧させた後、他の建物の復旧に回る「1ビル1台復旧」を原則として対応しています。このことについては、一般社団法人日本エレベーター協会において「大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関する協力をお願い」（別添4）が作成されています。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、全体の早期復旧に向けたエレベーター保守事業者の対応についてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 矢吹

代表 03-5253-8111(内線 39-576) 直通 03-5253-8951

Mail: yabuki-m2zc@mlit.go.jp